

# 子ども・子育て関連3法について

## ◆ 3法の趣旨

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

## ◆ 主なポイント



### ○ 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

### ○ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

### ○ 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）



# 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

## ○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

## ○ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

## ○ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備

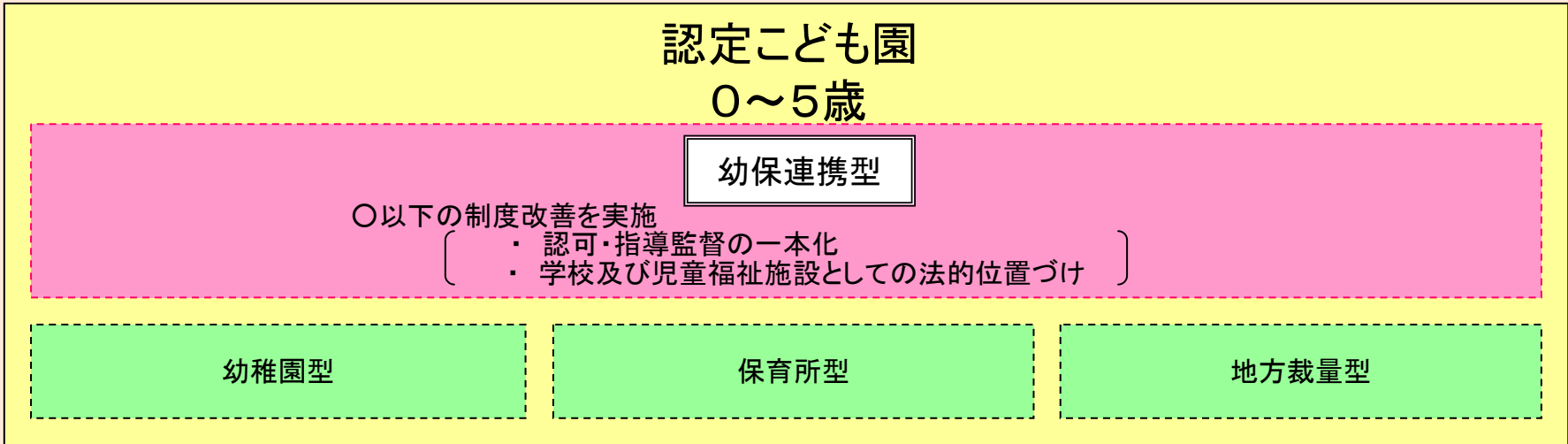
## ○ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関の設置努力義務



子ども・子育て支援法  
～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援  
のための仕組み～

施設型給付



幼稚園  
3～5歳

保育所  
0～5歳

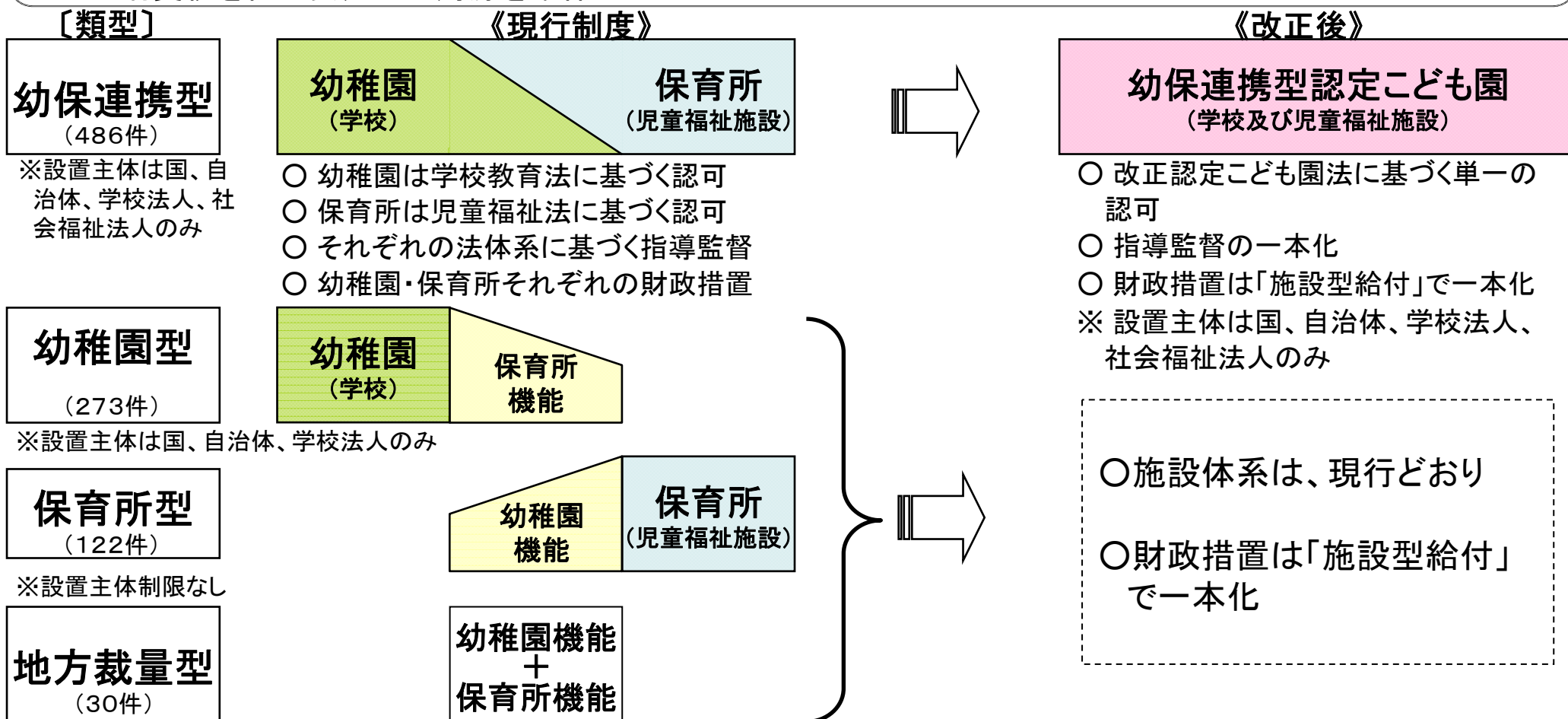
※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

# 認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
  - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
  - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
  - 消費税を含む安定的な財源を確保



※設置主体制限なし  
 (認定こども園の合計件数は911件(平成24年4月時点))

# 新たな幼保連携型認定こども園

## ○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。

また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

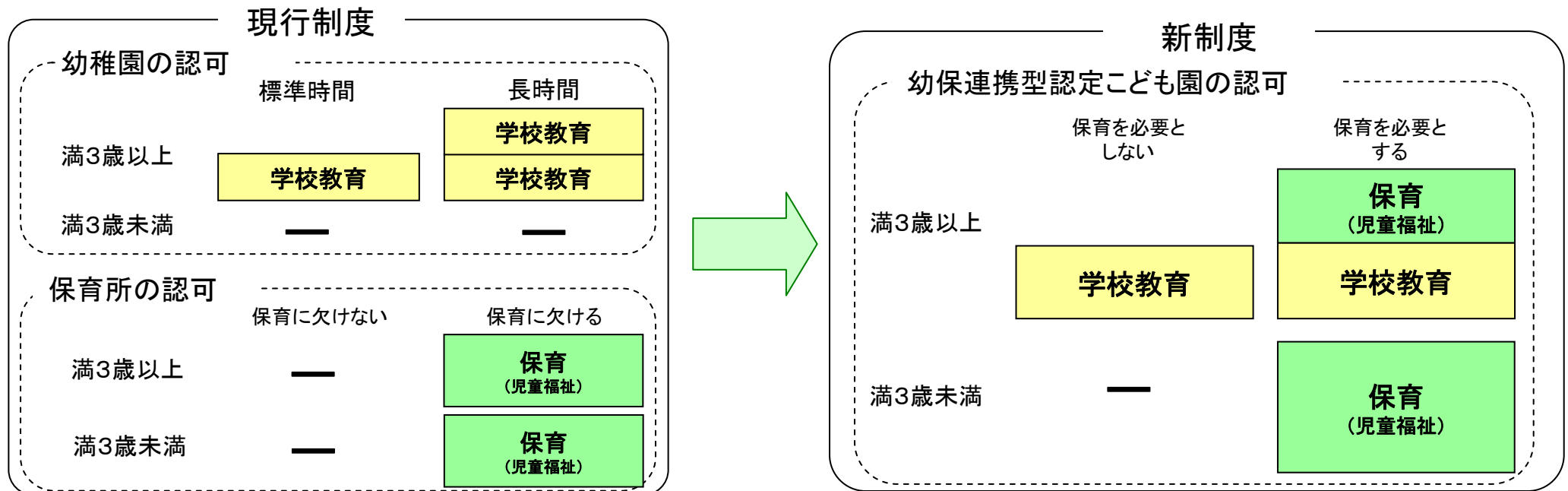
※ 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園への移行を促進する。

## ○ 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

## ○ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。）



## 新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について

	新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人
認可主体等	都道府県知事 ※大都市(指定都市、中核市)に権限を移譲 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。 ※欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行う。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	(公立)事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 (私立)設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
教育委員会の関与	(公立)地方公共団体の長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 (私立)知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる(現行と同様)
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)」を定める。
設置基準	現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする。 ※学校としての基準(学級担任制、面積基準等)と児童福祉施設としての基準(人員配置基準、給食の実施等)を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。 ※職員配置基準(学級編制基準)の引き上げ等を検討
配置職員	園長、保育教諭※、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 ※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。
公立の職員の身分	(公立)基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い

新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について(続き)	
研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) [教員]国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外に関わらず制限) (私立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	現行の幼稚園及び保育所に対する措置を踏まえ、平成25年度以降の税制改正要望を通じて検討。

(主な経過措置等)

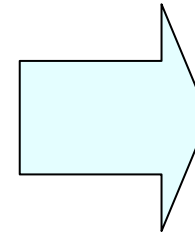
- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者に対して、所要の経過措置を講ずる。
- ・ 現行の幼保連携型認定こども園について、新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなす。
- ・ 幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方について検討する。
- ・ その他の関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。



# 現行制度・新制度における幼保連携型認定こども園の比較(私立の場合)

## <現行制度>

	現行の幼保連携型 認定こども園
根拠法	【幼稚園部分】学校教育法 【保育所部分】児童福祉法 【認定こども園】認定こども園法
設置 主体等	【幼稚園】国、地方公共団体及び学校法人 【保育所】設置主体制限なし  ※幼稚園・保育所からの移行は任意。
認可等 権者	【幼稚園部分】都道府県知事 【保育所部分】都道府県知事、指定都市市長、中核市市長 【認定こども園】認定権者：都道府県知事(又は教育委員会)
指導 監督	【幼稚園部分】閉鎖命令 【保育所部分】立入検査、改善勧告、改善命令、 事業停止命令、認可の取消し 【認定こども園】認定の取消し
基準	【幼稚園部分】幼稚園設置基準 【保育所部分】児童福祉施設最低基準
財政 措置	【幼稚園部分】私学助成(都道府県) 幼稚園就園奨励費補助(市町村) 【保育所部分】保育所運営費負担金(市町村)
利用者 負担	【幼稚園部分】施設が自由に設定 【保育所部分】市町村の関与の下、施設が設定(応能負担)



## <新制度>

	新たな幼保連携型 認定こども園
	認定こども園法
	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人  ※幼稚園・保育所からの移行は任意。
	都道府県知事(教育委員会が一定の関与) ※大都市(指定都市・中核市)に権限を移譲
	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、 閉鎖命令、認可の取消し
	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に 関する基準
	施設型給付(市町村)が基本
	市町村が設定(応能負担) ※一定の要件の下、施設による上乗せ徴収が可能

## これまでの検討経緯

### ○平成22年

- 1月29日 少子化社会対策会議決定により、子ども・子育て新システム検討会議を設け、検討を始める。
- 4月27日 「子ども・子育て新システムの基本的方向」(子ども・子育て新システム検討会議決定)
- 6月29日 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(少子化社会対策会議決定)
- 9月16日 基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム、こども指針(仮称)ワーキングチームを設け、検討を始める。

### ○平成23年

- 7月27日 基本制度ワーキングチームにおいて中間とりまとめ
- 7月29日 「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」(少子化社会対策会議決定)

### ○平成24年

- 2月13日 基本制度ワーキングチーム「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」を公表  
本とりまとめまでに、基本制度ワーキングチーム20回、幼保一体化ワーキングチーム9回、  
こども指針(仮称)ワーキングチーム6回の計35回開催
- 3月2日 「子ども・子育て新システムの基本制度について」(少子化社会対策会議決定)
- 3月30日 消費税関連法案とともに、平成24年通常国会に法案を提出
- 5月10日 衆議院本会議における子ども・子育て関連3法案の趣旨説明・質疑
- 5月17日 衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議開始
- 6月15日 社会保障・税一体改革に関する確認書(民主党・自由民主党・公明党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者会合)
- 6月20日 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案(議員立法)」  
国会提出
- 6月22日 「子ども・子育て支援法案」と「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の修正案(議員修正)国会提出
- 6月26日 衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び衆議院本会議で3法案を可決
- 7月11日 参議院本会議における子ども・子育て関連3法案の趣旨説明・質疑
- 7月18日 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議開始
- 8月10日 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び参議院本会議で3法案を可決・成立